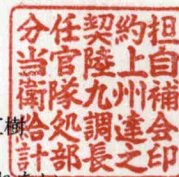


公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊九州補給処  
調達会計部長 園田 直樹



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
5SNE1SA00860		5SPA1A10048 0001					
品名 または 件名							
佐賀地本庁舎外壁屋根補修設計及び外壁調査							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	EA						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
九州補給処				目達原駐屯地			
搬入場所				納 期 または 工 期			
佐賀地方協力本部				令和7年10月15日 (水)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

防衛省競争参加資格の「コンサルタント・建築」に係る等級がA、B、C等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処 調達会計部契約課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

入札日時場所：令和7年7月29日 (火) 14時30分 九州補給処総務部管理課糧食班幹部食堂

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」は令和7・8・9年度を保有し、競争参加可能地域が九州・沖縄の参加資格を有するものであること。

エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する旨指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(2) 入札の方法

ア 同価の場合は抽選により決定する。予定価格に達しなかった場合は、再度入札を実施する。また、郵便による入札参加者が含まれる場合においては令和7年8月5日(火)09時30分に再度入札を実施する。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の10%(軽減税率対象品目については8%)に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 違約金

- ア 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格の無い者又は参加制限されている者が行った入札
- イ 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- ウ 入札執行時刻に遅延した入札
- エ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 契約書等作成の要否

- ア 契約金額が100万円以上は請書、250万円を超える場合は契約書を作成する。
- イ 適用する契約条項  
「役務請負契約条項」  
「談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項」

(6) その他

- ア 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、九州補給処ホームページ「入札等参加者心得」第9章を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
- イ 入札関係委任を受けた者は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。
- ウ 郵便による入札の場合は、入札期日の前日令和7年7月28日(月)12時00分までに必着するように送付すること。その際、送付する封筒の表に  
「入札件名、〇月〇日〇〇〇〇の入札書在中」と明記するとともに、事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。
- エ その他入札及び契約心得を厳守すること。  
掲示場所：陸上自衛隊九州補給処調達会計部契約課事務室及び陸上自衛隊九州補給処ホームページ
- オ 「資格審査結果通知書」の写しを入札開始前までに提出すること。
- カ 第7項第1号カの「資本関係又は人的関係のある者」については、入札等参加者心得を参照
- キ 入札室へのパソコン・タブレット・スマートフォン(画面サイズ7.0インチ以上)の持込は禁止
- ク 仕様書については九州補給処調達会計部契約課(仮設庁舎B棟2階)で受領すること。

(7) 公告掲示場所







- ア 目達原駐屯地調達会計部
- イ 陸上自衛隊九州補給処ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsd/wae/info/nyusatu/dep/index.htm>

(8) 問い合わせ先

- ア 住所等  
〒842-0032  
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1  
TEL 0952-52-2161 FAX 0952-52-3748
- イ 入札に関すること  
九州補給処調達会計部契約課 第2契約班 担当 大川 (内線2318)
- ウ 仕様書に関すること  
九州補給処総務部管理課 担当 尾方 (内線2261)

表紙共4枚

仕様書件名：佐賀地本庁舎外壁屋根補修設計及び外壁調査

件名	佐賀地本庁舎外壁屋根補修設計及び外壁調査				図面番号	1 / 4
図名	表紙				縮尺	—
総務部長	管理課長	営繕班長	施設管理	管財	/	担当
						
九州補給処総務部管理課					作成年月	R7.7.7

# 仕 様 書

- 1 業務名称  
佐賀地本庁舎外壁屋根補修設計及び外壁調査
- 2 計画施設概要
  - (1) 施設名称  
佐賀地方協力本部－# 1 建物
  - (2) 敷地の場所  
佐賀県佐賀市与賀 2－1 8 自衛隊佐賀地方協力本部
- 3 履行期間  
契約締結の翌日から令和 7 年 1 0 月 1 5 日まで
- 4 設計と条件
  - (1) 敷地面積  
佐賀地方協力本部 1, 123. 71m<sup>2</sup>
  - (2) 設計対象施設  
1 号建物 S－3 延面積 5 8 6. 1 8 m<sup>2</sup>
  - (3) 改修工事の条件
    - ア 1 号建物屋上防水外壁改修 13, 600, 000 円（税抜）以内  
屋上床面防水 約 193m<sup>2</sup>  
外壁塗装及び補修 約 686m<sup>2</sup>
    - イ 工事予定時期 令和 7 年 1 2 月中旬から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 5 管理技術者の資格  
資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合はその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。  
建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士又は同条第 3 項に規定する二級建築士
- 6 実施設計の内容及び範囲
  - (1) 実施設計の内容  
建築（総合）実施設計
  - (2) 実施設計に関する業務範囲
    - ア 要求等の確認
    - イ 現地調査
    - ウ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
    - エ 実施設計方針の策定
      - (ア) 総合検討
      - (イ) 実施設計のための基本事項の確定
      - (ウ) 実施設計方針の策定及び発注者への説明
    - オ 実施設計図書の作成
    - カ 概算工事費の検討
    - キ 実施設計内容の発注者への説明等

- (3) 実施設計に関する業務範囲
  - ア 成果図書に基づく積算業務
  - イ 積算数量算出書の作成
  - ウ 単価作成資料の作成
  - エ 見積徴集
  - オ 見積検討資料の作成

7 業務の実施

- (1) 実施設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- (2) 積算業務は、監督官の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

(3) 適用基準

- ア 公共建設設計業務委託共通仕様書
- イ 官庁施設の設計業務等積算基準、同要領
- ウ 建築設計基準、同資料
- エ 公共建築工事標準仕様書
- オ 公共建築改修工事標準仕様書
- カ 公共建築工事積算基準
- キ 公共建築工事標準単価積算基準
- ク 公共建築数量積算基準
- ケ 公共建築工事共通費積算基準
- コ 公共建築工事内訳書標準書式
- サ 公共建築工事見積標準書式
- シ 公共建築工事積算基準等資料
- ス 公共建築設計業務委託共通仕様書
- セ 官庁施設の設計業務等積算基準、同要領

(4) 図書の確認

60%・90%・100%毎に設計図書等を監督官に提出し、確認を受けるものとする。また、確認の都度、監督官から要求があった場合は、検討し修正を加えるものとする。

(5) コスト縮減に係る提案について

本業務の実施に当たり、設計対象物に係るコストの縮減に資する工法・材料について、監督官に提案するものとする。

8 実施設計（改修）

(1) 成果物及び提出部数等（基準）

成果物等	縮 尺	部数	摘要
1 建築			
(1) 建築（総合）設計図		2	
ア 特記仕様書			
イ 敷地案内図			
ウ 配置図			
エ 平面図	1/50～1/200		
オ 断面図	1/50～1/200		
カ 立面図	1/50～1/200		
キ 屋根伏図	1/50～1/200		

ク 矩計図	1/50~1/200		
ケ 部分詳細図	1/10~1/50		
コ 断面詳細図	1/10~1/50		
サ 仕上表	1/10~1/50		
シ 建具表	1/10~1/50		
2 建築積算		1	
(1) 建築工事積算数量算出書			
(2) 建築工事積算数量調書			
(3) 見積書、見積比較表			
3 その他		1	
(1) コスト縮減検討報告書			
(2) 概略工事工程表			
(3) 概算工事費報告書			
(4) 外壁調査報告書			
(5) アスベスト調査報告書			
4 資料		1	
(1) 各種技術資料			
(2) 各種記録書			
(3) CADデータ			

(2) 細部事項

- ア 設計図は、監督官と協議のうえ、適宜、追加・削除してもよい。
- イ 成果物は、監督官の指示により、製本とする。
- ウ 負荷計算等を既存のソフトで行う場合は、事前に監督官と協議する。
- エ 成果品の各種データを提出する。また、データの提出要領は監督官と調整する。

9 特記事項

- (1) 本仕様書に記載されていない事項は、「共通仕様書」による。
- (2) 本業務の実施に当たり、設計図書を貸与する。
- (3) 外壁調査でクラック・浮き・欠損の状況を確認し、外壁補修内容を設計図に反映すること。調査箇所は、地上より手の届く範囲とする。
- (4) アスベスト調査箇所は事前に監督官と協議するものとする（2カ所を予定）。